

# 第 78 回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

会社の体制及び方針に関する事項

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

(2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで)

岩谷産業株式会社

本内容は、法令及び当社定款第 16 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト  
(<http://www.iwatani.co.jp/>) に掲載しております。  
会計監査人及び監査役が監査報告を作成する際に行った監査の対象に含まれています。

## 会社の体制及び方針に関する事項

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、創業以来、「世の中に必要な人間となれ、世の中に必要なものこそ栄える」を企業理念として掲げ、常に世の中が求める新しい価値、お客様が求める価値の創造に努め、社会に貢献することを目指しています。

株主様、お取引先様、従業員などからの信頼と期待に応えることが会社繁栄の絶対条件と考え日々の事業経営に取り組んでおります。

この企業理念を踏まえ、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制システム基本方針を定め、当社及び当社子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）の業務の適正を確保するための体制を構築・運用しております。

#### ① 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、取締役会は、取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、会社の業務執行を適正かつ健全に行うため、実効性ある内部統制システムと遵法体制の構築・運用に努めます。監査役会は、課題の早期発見と是正に向けて、会社の業務執行を監視します。

また、当社グループの事業活動における遵法体制の徹底、強化のために、「コンプライアンス委員会」を設置し、法令遵守の徹底を図ります。さらに、あらゆる事業活動の局面においてグループの経営者、従業員が遵守すべき規範である「イワタニ企業倫理綱領」により、経営理念や倫理観・価値観を共有するとともに、コンプライアンス研修を実施することで、コンプライアンス意識の向上を図ります。

財務報告の信頼性確保に向けては、金融商品取引法及び関係法令に基づき、当社グループの財務報告に係る内部統制システム構築の基本的計画及び方針を定め、グループ全体で十分な体制の構築と適切な運用に努めます。

市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で対処することを当社グループの行動指針として制定するとともに、平素より対応統括部署を定め外部専門機関と連携し、不当要求への対応、反社会的勢力に関する情報収集を行います。

#### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、取締役会、取締役・執行役員合同会議等の議案書・議事録、その他その職務の執行に係る情報を法令・社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、かつ管理します。

#### ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの損失の危険の管理体制として、社長直轄の組織として「危機管理委員会」を設置し、グループ全体のリスクを統一的に管理します。当委員会の傘下には、コンプライアンス、工場保安等の想定される主要なリスクに対応する個別委員会を設け、顕在しないし潜在する企業危機への総合的な対応を行います。

④ 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの中期経営計画を策定し、連結ベースでの経営指標及び業績管理指標を導入するとともに、グループ企業の経営を統括する部門を設置し、グループ全体の基本戦略や経営課題を討議するための会議を定期的で開催します。

当社では、取締役の職務の執行を効率的に行うために執行役員制度を導入し、経営の意思決定の迅速化と権限の委譲を進めることにより、取締役会のもつ企業戦略の意思決定機能及び監督機能を強化し、より効率的な経営を推進します。

また、職務分掌に係る規程、決裁に係る規程に基づき、職務の執行の効率化を図り、併せて基幹系情報システムの活用により、経営資源の統合的な管理と全社的な業務の効率化に取り組みます。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は「グループ経営に関する規程」に基づき、グループ企業の経営計画・年度予算等、経営の重要事項に関する事前承認事項やその他の事業活動の報告事項を定め、定期的な報告に加え、異常事態発生時には迅速な報告を義務付けることで、業務の適正を確保します。

当社グループの事業活動の行動規範である「イワタニ企業倫理綱領」を周知徹底することで、グループ全体のコンプライアンス意識の向上を図ります。

また、「監査部」を設置し、監査役会と密接な関係・連携を持って内部監査を定期的を実施し、グループ全体の事業活動が適正かつ効率的に行われているかどうかを監査します。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
専任の監査役担当を配置し、監査役の補助者及び監査役会の事務局として、監査業務や監査役会の運営を補助します。

⑦ 当社の監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役担当の人事については、監査役会の意見を尊重した上で決定することとし、取締役からの独立性を確保します。また、業務の遂行に当たっては監査役の指揮命令に従います。

- ⑧ 当社グループの取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 当社の取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、取締役・執行役員合同会議で決議された事項、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、当社グループにおける内部監査の実施状況、内部通報制度の運用状況、その他監査役にその職務遂行上報告する必要があると判断した事項について速やかに適切な報告を行うものとします。
- また、当社の監査役は、グループ企業の監査役より内部統制の状況等につき定期的に報告を受ける他、会計監査人から会計監査内容につき説明を受ける等、情報の交換を行います。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、前号の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、周知徹底します。
- ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用を負担するため、監査計画に基づき予算を計上します。また、監査役は、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができます。
- ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 常勤監査役が全ての取締役会、取締役・執行役員合同会議などの重要な会議に出席することに加え、監査役及び監査役会は、代表取締役並びに会計監査人とそれぞれ定期的に会合を持つことで、会社の業務執行を監査する上での実効性を高めます。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① コンプライアンスについて

当社グループでは、企業理念に基づく具体的行動規範「イワタニ企業倫理綱領」を定め、冊子や電子掲示板を通じてグループ全体への周知徹底に努めました。また、コンプライアンス委員会を年2回開催し、法令遵守に係る研修の実施状況、労務管理対応、法改正等について確認し、法令遵守の徹底を図りました。その他、当社従業員を対象とした法務研修や、グループ会社での経営者・新任役員・管理職研修を通してコンプライアンス意識の向上に努めました。反社会的勢力との関係遮断については、平素より対応統括部署にて外部専門機関と連携し情報収集に当たるとともに、行動指針を定め冊子として従業員に配布しております。

### ② リスク管理について

「危機管理委員会運営規程」に基づき危機管理委員会を年1回開催し、その分科会であるコンプライアンス委員会や工場保安委員会等、8委員会からの報告を受け、顕在ないし潜在する企業危機への管理状況を確認し、適切な対応を行いました。

### ③ 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

当社グループは、2024年3月期を最終年度とする中期経営計画「PLAN23」を策定し、連結ベースでの経営指標及び業績管理を行っています。経営幹部が出席して年に1回開催する経営戦略会議ではグループ全体の基本戦略や経営課題を討議しました。取締役等の職務の執行については、効率的に行うために執行役員制度を導入し、経営の意思決定の迅速化と権限の委譲を進めています。本年度は取締役・執行役員合同会議を年12回開催し、職務規程、業務執行規程及び決裁基準に基づき効率的な意思決定を図りました。また、取締役会の実効性の維持・向上のために、取締役、監査役に対しアンケートを実施し、当社取締役会の機能向上に取り組むとともに、取締役、執行役員に対し取締役会の職務や責任等に関するトレーニングプログラムを定期的に行うことで、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽の機会を提供しています。

### ④ 内部統制・内部監査全般の活動状況について

当社グループは、「内部統制システムの基本方針」に基づき、当社グループにおける内部統制評価の整備・運用の支援及び財務諸表に係る内部統制評価を行い、内部統制システムの充実を図るとともに、重要な問題が発見された場合は代表取締役へ報告し、適時かつ適正に改善を指導しています。また内部監査については、年間の監査計画に基づき当社グループの内部監査を実施し、監査結果を代表取締役及び監査役へ報告しています。

⑤ 監査役監査の実効性について

監査役は取締役会、取締役・執行役員合同会議、その他重要な会議に出席し、代表取締役との会合を通じて法定事項、決議された事項、当社グループに重大な影響を及ぼす事項の監視・監督を行っています。

また、会計監査人より事業年度の監査計画や監査結果の定期報告を受けるとともに、グループ企業の監査役とは、年2回グループ監査役協議会を開催していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、開催できなかつたため、書面提出を求め、年2回（上期・下期）調査を行い、情報連携を図ることで監査の実効性を確保しています。

⑥ 子会社管理について

グループ会社の経営計画、年度予算、その他事業運営に関する重要な事項について事前承認や報告を「グループ経営に関する規程」に定めており、各社は規程に則り必要に応じて管轄部署と協議の上、当社に対し事前承認や報告を行っています。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

#### ① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（概要）

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の向上・株主共同の利益の実現に資する者が望ましいと考えますが、最終的には株主の皆様判断に委ねられるべきと考えます。

また、当社は金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値の向上ひいては株主共同の利益の実現に資するものである限り、否定的な見解を有するものではありません。

ただし、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なう又は損なう恐れの高い株式等の大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。このため、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、不適切な株式等の大規模買付提案に対する一定の備えを設けるとともに、株式等の大規模買付提案について株主の皆様が判断をされるために必要な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えます。

#### ② 基本方針実現のための取り組み

##### (イ) 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、上記基本方針の実現に資する取り組みとして、2024年3月期を最終年度とする中期経営計画「PLAN23」を策定し、「脱炭素社会に向けた戦略投資の強化」と「デジタル化の推進」に取り組みます。

具体的には、基本戦略として以下の3つを掲げております。

- a) 脱炭素社会に向けた取り組み強化
  - ・水素エネルギー社会の推進
  - ・環境商品の拡販
- b) エネルギー生活総合サービス事業者への進化
  - ・顧客基盤の拡充
  - ・B to C 事業の拡大
  - ・イワタニゲートウェイによる地域サービスの構築
- c) 海外事業の拡大
  - ・供給体制／メーカー機能の強化
  - ・カートリッジガス事業の強化
  - ・米国での産業ガス・機械事業の拡大

また、当社の利益配分に関する基本方針につきましては、安定的な配当により株主の皆様へ還元すると同時に、持続的な成長に繋げるための投資等に活用し、企業価値の最大化を図ることで株主の皆様のご期待に応じて参ります。

当社はこれらの取り組みを着実に実行し、「世の中に必要とされる企業」であり続けることにより、当社グループの企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の実現に資することができるものと考えております。

(ロ) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2020年6月24日開催の第77回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を継続いたしました。概要は以下のとおりです。

a) 独立委員会の設置

取締役会の恣意的な判断を排し、判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会から独立した諮問機関である独立委員会を設置しております。

b) 対象となる大規模買付行為

当社が発行する株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付行為を対象とします。

c) 必要情報の提供

当社取締役会は、大規模買付者より、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報の提供を受けます。また、提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供します。

d) 取締役会評価期間

当社取締役会は、必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、もしくは必要情報が十分に揃わない場合であっても回答期限に到達した場合には、速やかに開示します。また、60日間又は90日間の評価期間（最大30日間の延長が可能）を設定し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討を行います。



e) 対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、取締役会評価期間内に当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に関する勧告を行います。

i) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、大規模買付者が手続きを遵守しなかった場合、又は大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

ii) 対抗措置の不発動を勧告する場合

i)に定める場合を除き、独立委員会は、対抗措置の不発動を勧告します。

f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行います。

g) 対抗措置の具体的内容

大規模買付者のみが行使できない新株予約権を、株主へ無償で割当ててを対抗措置とします。

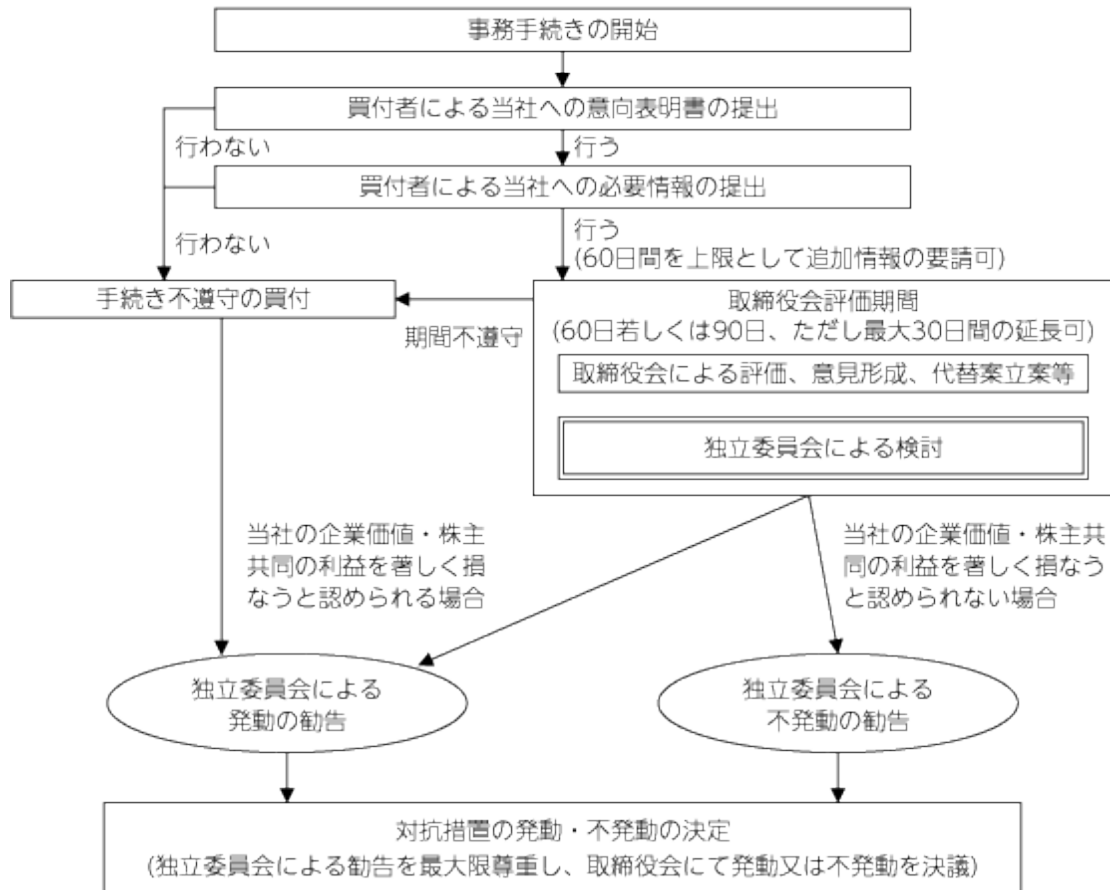
h) 有効期間、変更及び廃止

本買収防衛策の有効期間は、2023年6月開催予定の定時株主総会終結の時までです。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において変更又は廃止の決議がなされた場合には、その時点で変更又は廃止されます。また、当社取締役会により廃止の決議がなされた場合には、その時点で廃止されるものとします。

i) 買収防衛策の手続き

買収防衛策の手続きに関するフローの概要は以下のとおりです。

買収防衛策の手続きに関するフロー図



本買収防衛策の詳細については、当社ウェブサイト (<http://www.iwatani.co.jp/>) をご覧ください。

③ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画等の各施策及び本買収防衛策の導入は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的を持って実施されているものであり、基本方針に沿うものです。

また、本買収防衛策は、導入において株主総会の承認を受けていること、取締役会から独立した独立委員会が対抗措置の発動の是非を勧告すること、対抗措置の発動要件が合理的・客観的であり取締役会による恣意的な発動を防ぐ仕組みとなっていること、並びに、株主総会又は取締役会により廃止できることなどにより、合理性が担保されており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結株主資本等変動計算書（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	20,096	16,728	130,762	△1,515	166,071
当期変動額					
新株の発行 （新株予約権の行使）	15,000	15,000			30,000
剰余金の配当			△4,680		△4,680
親会社株主に帰属する当期純利益			23,207		23,207
自己株式の取得				△20	△20
自己株式の処分		38		21	59
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	15,000	15,038	18,527	1	48,566
当期末残高	35,096	31,766	149,289	△1,514	214,638

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	14,119	1,608	558	△91	16,194	8,885	191,152
当期変動額							
新株の発行 （新株予約権の行使）							30,000
剰余金の配当							△4,680
親会社株主に帰属する当期純利益							23,207
自己株式の取得							△20
自己株式の処分							59
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	11,381	765	△1,241	687	11,592	540	12,132
当期変動額合計	11,381	765	△1,241	687	11,592	540	60,699
当期末残高	25,501	2,373	△683	595	27,786	9,426	251,851

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

(イ) 連結子会社の数 101社

##### (ロ) 主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社の名称については、事業報告中「1. 企業集団の現況に関する事項 (5) 重要な親会社及び子会社の状況②重要な子会社の状況」に記載しております。

なお、当連結会計年度に連結子会社が2社増加し、7社減少しました。

増加については、重要性が増したことにより、新たに連結の範囲に含めたものです。

減少については、1社は当社、6社は連結子会社との合併によるものです。

##### (2) 主要な非連結子会社名及び連結の範囲から除いた理由

イワタニガスエンジニアリング(株)ほか非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産の合計額、売上高の合計額、当期純損益の合計額（持分に見合う額）及び利益剰余金等の合計額（持分に見合う額）は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

##### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なり、決算日の差異が3ヶ月を超えないため、当該子会社の計算書類を使用している子会社は次のとおりであります。

連結子会社名	決算日
DALIAN IWATANI GAS MACHINERY CO., LTD. (大連岩谷气体机具有限公司)	12月末日
その他の海外子会社 28社	12月末日

##### (4) 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社のうち子会社としなかった会社名と理由

該当事項はありません。

##### (5) 支配が一時的であると認められること等により、連結の範囲から除かれた子会社の財産又は損益に関する事項

該当事項はありません。

##### (6) 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

## 2. 持分法の適用に関する事項

### (1) 持分法を適用した会社名と数

イワタニ福岡ガスセンター(株)等非連結子会社53社、日鉱液化ガス(株)等関連会社37社、合計90社の投資については持分法を適用しております。

なお、当連結会計年度に持分法適用会社が2社増加し、3社減少しました。

増加については、新規設立によるものです。

減少については、2社は重要性が増したことにより新たに連結の範囲に含めたもの、1社は清算によるものです。

### (2) 持分法を適用しない会社名と理由

持分法を適用していない関連会社の主要な会社は次のとおりであります。

甲賀協同ガス(株)

静岡ガスセンター(株)

大阪マルキガス(株)

これらの関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### (3) 議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社等のうち関連会社としなかった会社名と理由

該当事項はありません。

### (4) 持分法の適用の手続きについて特に記載すべき事項

決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### (イ) 有価証券

1) 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

##### 2) その他有価証券

・時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの……………移動平均法による原価法

##### (ロ) デリバティブ……………時価法

##### (ハ) たな卸資産

通常の販売目的で保有する

たな卸資産……………評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### 1) 商品

主として先入先出法

##### 2) 製品・仕掛品・原材料・貯蔵品

主として移動平均法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### (イ) 有形固定資産……………主として定率法

（リース資産を除く） ただし、以下のものは定額法

1) 当社の堺LPG貯蔵基地、水素ステーションに係る有形固定資産

2) 一部の連結子会社の高圧ガス製造設備等

3) 1998年4月1日以後に取得した建物

（建物附属設備を除く）

4) 2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物

##### (ロ) 無形固定資産……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

##### (ハ) リース資産

所有権移転外

ファイナンス・リース……………リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

なお、リース契約1件あたりのリース料総額が3百万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

##### (ニ) 長期前払費用……………均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

- (イ) 貸倒引当金……………売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (ロ) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額を計上しております。
- (ハ) 役員退職慰労引当金……………一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (ニ) 製品補償引当金……………製品の品質に関する補償費用の支出に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(イ) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産及び負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12～14年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12～14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(ロ) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(ハ) のれんの償却に関する事項

のれんについては、発生の連結会計年度より10年以内で均等償却を行っております。

(ニ) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(ホ) 連結計算書類に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



#### 未適用の会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

#### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

#### (2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、現時点では評価中であります。

#### 表示方法の変更に関する注記

##### 連結貸借対照表

前連結会計年度において独立掲記しておりました「訴訟損失引当金」(当連結会計年度5百万円)については、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産

(1) 債務の担保に供している資産は次のとおりです。

(差入資産の種類)

建物及び構築物	1,048百万円	( 381百万円)
貯蔵設備	9 "	( 9 " )
機械装置及び運搬具	119 "	( 119 " )
工具、器具及び備品	1 "	( 1 " )
土地	1,181 "	( 660 " )
投資有価証券	116 "	( - " )
合計	2,477百万円	( 1,172百万円)

(債務の種類)

支払手形及び買掛金	843百万円	( -百万円)
短期借入金	140 "	( - " )
長期借入金	93 "	( - " )
(1年内返済予定分を含む)		
合計	1,076百万円	( -百万円)

※上記のうち、( )内は、内数で工場財団抵当(工場抵当を含む)に供されている資産並びに当該債務を表示しております。

(2) 第三者の借入等に対する担保に供している資産は次のとおりです。

(差入資産の種類)

投資有価証券	480百万円
--------	--------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 229,152百万円

### 3. 圧縮記帳額

国庫補助金等による圧縮記帳額は7,134百万円であり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。なお、内訳は次のとおりです。

建物及び構築物	693百万円
貯蔵設備	421 "
機械装置及び運搬具	5,720 "
工具、器具及び備品	77 "
土地	25 "
ソフトウェア (無形固定資産「その他」)	9 "
借地権 (無形固定資産「その他」)	186 "
合計	7,134百万円

### 4. 保証債務

下記の関係会社等の金融機関からの借入等に対し、次のとおり債務保証を行っております。

(関係会社)

蘇州金生機能材料有限公司	61百万円
小計	61百万円
(ローン関係)	
住宅ローン	2百万円
小計	2百万円
合計	63百万円

### 5. 受取手形裏書譲渡高

受取手形裏書譲渡高	12百万円
-----------	-------

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	50,273,005	8,288,644	—	58,561,649

(変動事由の概要)

発行済株式の総数の増加は、転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	1,060,379	4,367	15,803	1,048,943

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加	3,053株
持分法適用会社が取得したこと等による 自己株式（当社株式）の当社帰属分の増加	1,314株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬制度としての自己株式の処分 による減少	15,800株
持分法適用会社に対する持分変動に伴う 自己株式の減少	3株

### 3. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,680	95	2020年3月31日	2020年6月25日

(注) 1株当たり配当額には創業90周年記念配当20円が含まれております。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 2021年6月23日開催予定の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	4,317	75	2021年3月31日	2021年6月24日

### 4. 新株予約権等に関する事項

(単位：株)

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数			
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末
岩谷産業(株)	2020年満期 ユーロ円建 転換社債型 新株予約権 付社債	普通株式	8,173,496	115,148	8,288,644	—
合計			8,173,496	115,148	8,288,644	—

- (注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。
2. 増加は転換社債型新株予約権付社債の転換価格の調整によるものであります。
3. 減少は転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使によるものであります。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金の運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入や社債の発行により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は、運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。なお、デリバティブは社内管理規程に従い実需の範囲で行うこととしております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	38,782	38,782	—
(2) 受取手形及び売掛金	108,425	108,425	—
(3) 電子記録債権	15,680	15,680	—
(4) 投資有価証券			
①その他有価証券	55,656	55,656	—
②関係会社株式	7,007	7,713	705
資産 計	225,552	226,258	705
(1) 支払手形及び買掛金	65,541	65,541	—
(2) 電子記録債務	27,992	27,992	—
(3) 短期借入金	24,208	24,208	—
(4) 長期借入金	69,208	69,425	217
負債 計	186,950	187,168	217
デリバティブ取引※			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	(70)	(70)	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	3,358	3,358	—
デリバティブ取引 計	3,287	3,287	—

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは、すべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金

これらは、すべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

取引の対象物の種類ごとに、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
満期保有目的の債券	180
非上場株式	1,773
関係会社株式	11,961
関係会社出資金	2,334

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

#### 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

#### 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	4,215円	16銭
1株当たり当期純利益	431円	65銭

#### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本計
		資 本 準備金	その 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	20,096	5,100	12,950	18,050	282	66,117	66,399	△1,427	103,118
当期変動額									
新株の発行(新株予約権の行使)	15,000	15,000		15,000					30,000
剰余金の配当						△4,680	△4,680		△4,680
当期純利益						17,637	17,637		17,637
固定資産圧縮積立金の取崩					△7	7	—		—
自己株式の取得								△15	△15
自己株式の処分			38	38				21	59
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	15,000	15,000	38	15,038	△7	12,964	12,957	6	43,002
当期末残高	35,096	20,100	12,988	33,088	275	79,082	79,357	△1,421	146,120

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	13,570	1,583	15,153	118,272
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)				30,000
剰余金の配当				△4,680
当期純利益				17,637
固定資産圧縮積立金の取崩				—
自己株式の取得				△15
自己株式の処分				59
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	10,901	717	11,618	11,618
当期変動額合計	10,901	717	11,618	54,620
当期末残高	24,471	2,300	26,771	172,892



## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

(イ) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

(ロ) 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

##### (ハ) その他有価証券

・時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの……………移動平均法による原価法

##### (2) デリバティブ……………時価法

##### (3) たな卸資産

通常の販売目的で保有する

たな卸資産…………… 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）  
商品  
先入先出法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く）

ただし、以下のものは定額法

(イ) 堺LPG貯蔵基地、水素ステーションに係る有形固定資産

(ロ) 1998年4月1日以後に取得した建物

（建物附属設備を除く）

(ハ) 2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物

##### (2) 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

##### (3) リース資産

所有権移転外

ファイナンス・リース…………… リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

なお、リース契約1件あたりのリース料総額が3百万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

##### (4) 長期前払費用……………均等償却

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を費用処理しております。
- 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取り扱いが連結貸借対照表と異なります。

### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理によっております。  
なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
- (2) 消費税等の会計処理方法  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (3) 計算書類に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産

第三者の借入等に対する担保に供している資産は次のとおりです。  
(差入資産の種類)

投資有価証券	480百万円
--------	--------

2. 有形固定資産の減価償却累計額	87,496百万円
-------------------	-----------

### 3. 圧縮記帳額

国庫補助金等による圧縮記帳額は5,378百万円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。なお、内訳は次のとおりです。

建築物	268百万円
構築物	165 "
貯蔵設備	421 "
機械及び装置	4,159 "
車両運搬具	83 "
工具、器具及び備品	67 "
土地	25 "
ソフトウェア	1 "
借地権	185 "
合 計	5,378百万円

#### 4. 保証債務

下記の関係会社の金融機関からの借入等に対し、次のとおり債務保証を行っております。

(関係会社)

イワタニインダストリアルガスインドネシア会社	762百万円
山口リキッドハイドロジェン(株)	365 "
合 計	1,127百万円

#### 5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務で、区分掲記されたもの以外は次のとおりであります。

短期金銭債権	27,340百万円
長期金銭債権	993百万円
短期金銭債務	15,488百万円
長期金銭債務	78百万円

#### 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高	114,283百万円
仕 入 高	71,029百万円
その他の営業取引高	27,790百万円
営業取引以外の取引高	8,270百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,009,362	3,053	15,800	996,615

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 3,053株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬制度としての自己株式の処分による減少 15,800株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	161百万円
賞与引当金	627 "
未払事業税	316 "
投資有価証券評価損	230 "
関係会社株式評価損	41 "
減損損失	596 "
不動産信託解約損	328 "
退職給付引当金	344 "
その他	1,954 "
繰延税金資産小計	4,601百万円
評価性引当額	△2,413百万円
繰延税金資産合計	2,187百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△10,575百万円
固定資産圧縮積立金	△120 "
繰延ヘッジ損益	△1,009 "
その他	△384 "
繰延税金負債合計	△12,090百万円
繰延税金負債純額	△9,902百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△8.2〃
住民税均等割	0.2〃
その他	△1.1〃
<u>税効果会計適用後の法人税等の負担率</u>	<u>22.5%</u>

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、各種高圧ガスの供給設備及び製造設備（機械及び装置）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リース

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1	年	内	1,537百万円
1	年	超	12,454 〃
合	計		13,991百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	岩谷興産株式会社	100%	資金の借入 資金の貸付 役員の兼任	資金の借入	16,800	短期借入金	5,000
				資金の返済	11,800		
				資金の貸付	—	長期貸付金	4,747
				資金の返済	1,101		
子会社	岩谷物流株式会社	95.83%	運送の委託 役員の兼任	運送の委託	9,140	未払金	960
子会社	岩谷マルキガス株式会社	100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	—	長期貸付金	—
				資金の返済	7,200		
子会社	ドロール会社	100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	—	短期貸付金	1,645
				資金の返済	738		
				資金の貸付	—	長期貸付金	4,361
				資金の返済	519		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社の消費税等の処理方法は、税抜方式によっているため、取引金額には消費税等は含めておりません。
2. 製品等の購入につきましては、一般取引条件を勘案して決定しております。
3. 子会社に対する貸付金につきましては、市場金利を勘案して利率を決定しております。
4. 2021年1月1日付で、当社を存続会社、岩谷マルキガス株式会社を消滅会社とする吸収合併を実施しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,003円43銭
1株当たり当期純利益	327円74銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 企業結合に関する注記

### 共通支配下の取引等

当社は、2020年10月30日開催の取締役会における決議に基づき、岩谷マルキガス株式会社を2021年1月1日付で吸収合併いたしました。

#### 1. 取引の概要

##### (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業の名称	岩谷産業株式会社
事業の内容	LPガス・カセットコンロを中心としたエネルギー事業、水素・産業ガスを基幹とし派生した機械、溶材、電子機器、マテリアル、食品事業等
被結合企業の名称	岩谷マルキガス株式会社
事業の内容	経営コンサルティング、各種情報提供サービス業等

##### (2) 企業結合日

2021年1月1日

##### (3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、岩谷マルキガス株式会社を消滅会社とする吸収合併

##### (4) 結合後企業の名称

岩谷産業株式会社

##### (5) 合併の目的

岩谷マルキガス株式会社は総合エネルギー事業子会社の持株会社として各子会社の管理を行ってまいりましたが、グループ全体の経営の合理化及び業務効率化を一層進めるため、吸収合併することといたしました。

#### 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

この合併に伴い、抱合せ株式消滅差益2,757百万円を特別利益に、合併に伴う未実現利益修正損2,733百万円を特別損失に計上しております。